

岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム履修細則

〔平成29年8月1日
理事裁定〕

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム規則（平成29年岡山大学規則第11号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）における授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

(指導教員)

第2条 プログラムは、学生の履修希望、履修状況等に応じて次の各号に定める指導教員を置く。

- 一 担任
 - 二 アカデミック・アドバイザー
 - 三 マッチング・アドバイザー
 - 四 助言教員
 - 五 卒業研究指導教員
- 2 担任は、主に学業・生活面での指導を行う。
- 3 アカデミック・アドバイザーは、主に履修指導、進路・学籍の異動等に関する相談を行う。
- 4 マッチング・アドバイザーは、主に学業・生活面での指導や学部・学科横断型マッチング・トラック（以下「マッチング・トラック」という。）を希望する場合の希望受入学部との連絡・調整等を行う。
- 5 助言教員は、マッチング・トラックでの受入学部において履修指導やマッチング・アドバイザーとの連絡・調整を行う。
- 6 卒業研究指導教員は、履修指導及び卒業研究指導を行うものとし、マッチング・トラックでの受入学部の卒業研究指導教員は、マッチング・アドバイザーとの連絡・調整も併せて行うものとする。

(科目区分及び履修方法等)

第3条 プログラムが開設する授業科目は、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目に区分する。

- 2 教養教育科目の開講授業科目及びその単位数については、岡山大学全学教育・学生支援機構基幹教育センター長が学年の始めに公示する。
- 3 授業科目の履修に当たっては、指導教員の指導の下に、第1項、別表第1及び別表第2に定める科目区分ごとの単位を修得するものとする。

(履修科目の上限設定)

第4条 プログラム学生が履修科目として登録できる単位数の上限（以下「履修上限単位数」という。）は、1年間50単位とする。

- 2 1年間のGPAが3.0以上である者については、指導教員の履修指導の下、次の1年間に上限を超えた履修科目の登録を認めることがある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得のための教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目、単位認定科目並びに集中開講科目（休業期間中に開講するものに限る。）については、同項の履修上限単位数に含まないものとする。

(他大学等の授業科目の履修)

第5条 プログラム学生が、規則第16条の規定に基づき他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の授業科目の履修（以下「他大学等履修」という。）を希望するときは、所定の様式を提出し、許可を受けなければならない。

2 他大学等履修の許可及び当該履修により修得した単位の認定は、グローバル・ディスカバリー・プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て行う。

（大学以外の教育施設等における学修）

第6条 プログラム学生が、規則第17条の規定に基づき短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修（以下「大学以外の教育施設等における学修」という。）を希望するときは、所定の様式を提出し、許可を受けなければならない。

2 大学以外の教育施設等における学修の許可及び当該学修その他文部科学大臣の定める学修を行った場合に、これらの学修をプログラムにおける授業科目の履修とみなして単位を認定するときは、運営委員会の議を経て行う。

（入学前の既修得単位等の認定）

第7条 プログラム学生が、規則第18条の規定に基づき入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をプログラムにおいて修得したものとして認定を受けることを希望するときは、プログラムが定める期間に所定の様式に必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の単位の認定は、運営委員会の議を経て行う。

（履修トラック）

第8条 マッチング・トラックでの学修を希望する学生は、原則として1年次終了までに所定の様式を提出しなければならない。

2 プログラムは、希望受入学部の承認が得られた場合、マッチング・トラックでの学修を許可するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、2年次開始以降にマッチング・トラックでの学修を希望することを申し出た場合は、希望受入学部と協議し、その承認が得られた場合に限り、許可することがある。

4 マッチング・トラックでの受入学部の変更を希望する場合は、受入学部及び変更後の希望受入学部の承認が得られた場合に限り、許可することがある。

5 マッチング・トラックでの履修を行っている学生が、ディスカバリー専修トラックでの学修を希望する場合は、受入学部の承認が得られた場合に限り、許可することがある。

（卒業研究）

第9条 卒業研究を履修できる者は、原則として3年次を終了しており、かつ、卒業に必要な単位124単位（以下「卒業要件単位」という。）中92単位以上を修得しているものとする。

（早期卒業）

第10条 規則第24条に定める早期卒業を希望する場合は、所定の様式により申し出て、早期卒業予定者として許可を受けなければならない。

2 早期卒業予定者となることを希望する者は、入学から起算して10学期目の履修登録期間中に、所定の様式を提出しなければならない。

3 前項の許可を申し出ることができる者は、入学から起算して10学期目が終了するまでに卒業要件単位中92単位以上を修得見込みであり、かつ、入学から起算して9学期目までのGPAが3.0以上であるものとする。

4 早期卒業予定者としての許可は、運営委員会の議を経て行う。なお、許可に当たっては卒業要件単位中92単位以上を修得し、かつ、入学から起算して10学期目終了後のGPAが3.0以上でなければならない。

5 前項の規定により許可された早期卒業予定者については、入学から起算して11学期目以降に4年次配当の授業科目の履修を認めるものとする。

附 則

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1 卒業要件単位

区 分		必修科目	選択必修科目	自由選択科目	計	
教養教育科目		4 単位	1 0 単位	1 4 単位	2 8 単位	
専門教育科目	専門基礎科目	3 単位	6 単位	3 5 単位 (※ 1, 2)	9 6 単位	
	専門科目	基本科目	—			4 0 単位
		課題科目	—			(※ 1)
		実践科目	—			2 単位 (※ 3)
		卒業研究	1 0 単位			—
計		1 7 単位	5 8 単位	4 9 単位	124 単位	

- (※ 1) プログラム以外の各学部が開講する専門教育科目を履修し、修得した単位については、※ 2 及び※ 3 ただし書きの場合を除き、課題科目の単位とする。
- (※ 2) 「開講学部以外の学生が履修し単位を修得した場合に教養教育科目として取り扱う専門基礎科目」の単位を含むことができる。
- (※ 3) 実践科目の選択必修単位 2 単位は、プログラムが開講する実践科目を履修するものとする。ただし、やむを得ずプログラム以外の各学部が開講する科目を実践科目として履修しようとするときは、指導教員の承諾の下、運営委員会の許可を受けるものとする。

別表第2 教養教育科目の履修方法

科目区分		卒業要件単位数					
		必修 単位	選択 必修 単位	自由 選択 単位	計		
導入教育科目	ガイダンス	2 単位 (※1)			2 単位		
	補習教育				卒業 要件外		
知的理解科目	現代と社会		4 単位	14 単位	26 単位		
	現代と生命						
	現代と自然						
実践知・感性 科目	実践知						
	芸術知						
汎用的技能と 健康科目	情報教育	1 単位 (※2)					
	キャリア教育						
	健康・スポーツ科学						
	アカデミック・ライティング						
言語科目	英語		6 単位				
	初修外国語					A 群	ドイツ語
							フランス語
							中国語
							韓国語
				B 群	ロシア語		
					スペイン語		
					イタリア語		
日本語							
高年次教養科目	1 単位						
計		4 単位	10 単位	14 単位	28 単位		

(※1) 全学ガイダンス科目及び学部ガイダンス科目各1単位を修得すること。

(※2) 「情報処理入門1 (情報機器の操作を含む)」を必修科目とする。